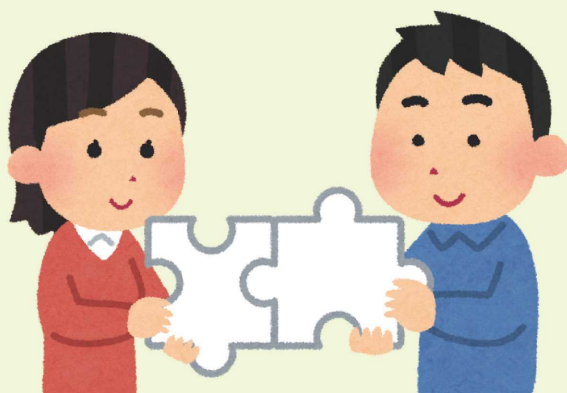


あか
明るいまちづくりをめざして

みんなで一緒に^{いっしょ} ^{かんが}考えましょう

「ハラスメント」

む い し き お も こ み な お
～無意識の思い込みを見直しませんか～



84^{ごう}号

しん ぐう し きょう いく い いん かい
新 宮 市 教 育 委 員 会
しん ぐう し じん けん そん ちょう い いん かい
新 宮 市 人 権 尊 重 委 員 会

ハラスメントとは

最近、よく「ハラスメント」という言葉を耳にするようになりました。ハラスメントとは、人に対する「嫌がらせ」や「迷惑行為」のことで、人間関係や労働環境を悪くするだけでなく、時には命にかかわる重大なことになる場合もあります。

これまで「これくらいは普通」「社会人なんだから我慢するべき」「あたり前」とされてきた言葉や行動が、今ではハラスメントと認識されるようになりました。ハラスメントは、たとえ悪気がなくても、ちょっとした「無意識の思い込み」や「価値観のズレ」から起こってしまうこともあります。

ハラスメントのはじまり



1989年、職場における性的嫌がらせを指す「セクシュアルハラスメント（セクハラ）」を争点とした裁判が起こり世間の注目を集めました。

雑誌編集部の女性社員が、上司から性的な嘘の噂を流された上、会社からも不当に退職へ追い込まれた事件です。この女性が上司と会社を相手に賠償を求めた裁判がきっかけとなり、日本で「ハラスメント」という言葉が広く知られました。

その後、2001年には業務上の行き過ぎた指導を指す「パワーハラスメント（パワハラ）」、2014年には女性労働者が妊娠や出産などの理由から職場において不当な扱いや嫌がらせを受ける「マタニティハラスメント（マタハラ）」と新しい言葉が次々と生まれてきました。

かつては「仕方のないこと」と見過ごされていた問題が広く認知されるようになったことで、「我慢するしかない時代」から「NOと言える時代」へと歩み進めてきたのです。



職場における代表的なハラスメント



職場においてさまざまなハラスメントが起こっています。ハラスメントは、働く人が能力を発揮できなくなるだけでなく、人格を不当に傷つける人権に関わる許されない行為です。

パワーハラスメント（パワハラ）

職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えることです。

セクシュアルハラスメント（セクハラ）

相手が望まない性的な言動で不快にさせることです。



マタニティハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産・育児をする女性に対して嫌がらせをしたり、育児休業などの制度利用に関して不当な扱いを行ったりすることです。

パタニティハラスメント（パタハラ）

男性の育児休業や育児参加に対して嫌がらせをしたり、不当な扱いを行ったりすることです。



ケアーハラスメント（ケアハラ）

介護中の労働者に対して嫌がらせをしたり、介護休業や短時間勤務などの措置に関して不当な扱いを行ったりすることです。



このほかにも、言葉や態度によって相手の心を傷つけるモラルハラスメント（モラハラ）、男女の性別の思い込みから役割を押し付けたり嫌がらせをしたりするジェンダーハラスメント（ジェンハラ）、顧客が従業員に対して過度な要求や暴言を行うカスタマーハラスメント（カスハラ）など、さまざまなハラスメントが現在100種類以上もあるといわれています。



ハラスメント防止対策に関する法律

ハラスメント防止対策に関する法律には、労働施策総合推進法（パワハラ防止法）、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などがあります。これらの法律には、職場におけるパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児・介護などに関わるハラスメントなどへの防止対策が含まれています。

そのため、事業主には職場における各種ハラスメントの防止措置を講じることが義務付けられています。

※労働施策総合推進法の改正により、令和8年10月1日から職場における「カスタマーハラスメント」対策も事業主に対して新たに義務化されます。

参照：厚生労働省 HP 事業主が講ずべきハラスメント対策パンフレット
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001338359.pdf>

これまで見過ごされてきた心の痛みや違和感は、勇気を持って声を上げてきた人たちの歴史と、その人たちを守るために整えられてきた法律によって、「ハラスメント」と呼ばれ社会の中で少しずつ認められてきました。

さまざまな場面で起こるハラスメントを防ぐためには、誰かの行動を責めるのではなく、自分も相手も同じように認め尊重し合えることが大切です。

そのためにも、自分でも気づかないうちに持っている偏った見方や考え方といった「無意識の思い込み」を見直していきましょう。

人権問題でお悩みの方は、下記まで御相談下さい。

担当者が対応させていただきます。

新宮市役所人権政策課 電話 0735-23-3333（代表）（内線 3102）



ひろ
広げよう やさしい心と思いやり

令和8年（2026年）9月